

## 主要な施策の成果について（注意事項）

1. 担当課名、担当事業については、平成18年3月31日現在のものである。
2. 特別会計の名称を付さない事業名は、一般会計に属する事業である。
3. 「財源内訳」の「その他」の欄に使用した略号は、次による。

分…分担金及び負担金

使…使用料及び手数料

財…財産収入

寄…寄付金

基…基金繰入金

越…繰越金

諸…諸収入

回…貸付回収金

4. 「事業の成果」の欄については、当該事業のうち主要なものを記載しているため、「事業の成果」欄の事業費の合計金額と「決算額」とは必ずしも一致しない。